

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）					
地区名	一般県道 <small>こまつばらこいけせん</small> 小松原小池線					
事業箇所	<small>とよはししきたやまちょう</small> 豊橋市北山町地内始め					
事業のあらまし	<p>本路線は、<small>とよはしし</small>豊橋市南部と中心市街地を結ぶ主要な道路であり、通勤や通学による自転車の交通量が多い。</p> <p>以上を踏まえ、歩行者等の安全性確保を目的に、既設の自転車歩行者道に自転車と歩行者の分離を促す区画線等の設置を実施したものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 歩行者等の安全性確保</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費	内訳				
	0.09 億円	■工事費 0.09 億円、□用補費 0.00 億円、□その他 0.00 億円				
事業期間	採択年度	平成 24 年度	着工年度	平成 24 年度	完成年度	平成 25 年度
事業内容	・自転車歩行者道の視覚分離 延長 L=0.84km、幅員 W=20.0m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車と歩行者が視覚分離され、自転車と歩行者の安全が確保された。 <p>【達成状況に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車と歩行者が分離され、安全な通行空間が確保されたことにより、事業目標が達成された。 				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	・事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要はない。					
改善措置の必要性	・事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	・標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					